

【必ずお読みください】

お客様は、本評価版ソフトウェア(以下、「本ソフトウェア」という)を使用するにあたり、以下のソフトウェア使用許諾契約(以下、「本契約」という)の内容に同意していただく必要があります(同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。)

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、本ソフトウェアをインストールしてください。

また、本契約における本ソフトウェアには、エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社(以下、「NTT データ先端技術」という)により提供されるいかなる関連資料、パッチファイル及びアクティベーションキーファイルを含むものとします。

Hinemos 評価版ソフトウェア使用許諾契約書

(契約の成立)

第1条 お客様は、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

- (1) 本ソフトウェアをダウンロードしたとき。
- (2) 本ソフトウェアの全部又は一部を、コンピュータに搭載又は接続するハードディスク、メモリ、CD 型記録メディア、DVD 型記録メディア、その他の記録媒体(以下「記録媒体」という)へインストール等により一時的であるか否かを問わず複製したとき。
- (3) 本ソフトウェアを使用したとき。

(著作権)

第2条 本ソフトウェアの著作権及びその他一切の権利は、NTT データ先端技術あるいは NTT データ先端技術に権利を許諾する第三者に帰属します。

- 2 本契約にかかわらず、本ソフトウェアに含まれる O S S については、本契約に添付の別紙 1 (HinemosEvaluationSoftwareAgreementExhibit.pdf) の「O S S が適用されるソフトウェア一覧」に記載されている O S S ライセンスが適用されるものとする。

(使用許諾)

第3条 NTT データ先端技術は、お客様に対し、本ソフトウェアの製品版購入に向けた評価のための試用を目的として、本ソフトウェアの非独占的な使用を無償で許諾します。

- 2 評価期間は、本ソフトウェアの交付後 3 か月以内とします。評価期間満了後は、本ソフトウェア(複製物を含む)の使用をすることができません。また、NTT データ先端技術はいつでもお客様に対して 30 日前の通知を行うことにより、評価期間を短縮することができるものとします。
- 3 評価の結果、継続利用を希望される場合は、有償のサブスクリプション契約を締結することで、本ソフトウェアを製品版へ変更できます。必須なサブスクリプション契約や変更手順等につきましては、別途お問い合わせください。
- 4 お客様は、本ソフトウェアのうち、サーバ用ソフトウェアを、1 ユニットの Hinemos マネージャまで前項に掲げるコンピュータにて用いられる記録媒体に複製(サーバ用ソフトウェアのインストールを含む)することができるものとします。(Hinemos ミッションクリティカルオプション及び Hinemos HA オプションで冗長化された Hinemos マネージャは 2 台で 1 ユニットと数え、それ以外は Hinemos マネージャ 1 台を 1 ユニットと数えるものとします。)
- 5 お客様は、本ソフトウェアのうち、クライアント用ソフトウェアの複製(クライアント用ソフトウェアのインストールを含む)についてはユニット数・台数の制限はありません。
- 6 本契約は、お客様によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。

(禁止事項)

- 第4条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信（ネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む）、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。
- 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること）を行うことはできません。
 - 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
 - 4 お客様は、NTT データ先端技術の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡したりすることはできません。

(機密保持)

- 第5条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、NTT データ先端技術の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

(免責)

- 第6条 NTT データは、お客様及び第三者に対し、本ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、及び瑕疵担保義務も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。
- 2 NTT データ先端技術は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（お客様と第三者との間の紛争を理由に、お客様からなされる請求を含む）に関しても、NTT データ先端技術は一切の責任を負いません。
 - 3 NTT データ先端技術は、本契約により、本ソフトウェアの修正パッチ、バージョンアップ版、追加機能及びサポート等の提供義務を負うものではありません。

(輸出管理)

- 第7条 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）上の非居住者に提供する場合（本ソフトウェアがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含む）は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。

(仕様変更)

- 第8条 NTT データ先端技術は、本ソフトウェアの仕様を、事前にお客様へ通知することなく変更する場合があります。

(契約の終了)

- 第9条 お客様は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。このとき、本ソフトウェアの使用許諾に係る対価の返還を、NTT データ先端技術に求めることはできません。
- 2 本契約は、お客様が第1条第1項各号のいずれかを行った時点で発効し、本契約の評価期間の終了まで引き続き完全な効力及び効果を有するものとする。
 - 3 お客様が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
 - 4 お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了についてNTT データ先端技術に対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。

5 本契約終了後も、第5条、第6条、第11条の規定は有効に存続するものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第10条 お客様及びNTTデータ先端技術は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

(管轄裁判所及び準拠法)

第11条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

(言語)

第12条 本契約は、日本語を正本とする。本契約及びその他関連文書が日本語以外の言語に翻訳され、日本語版と翻訳版との間に相違又は齟齬が生じた場合は、日本語版が優先するものとする。

平成30年7月6日

エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社